

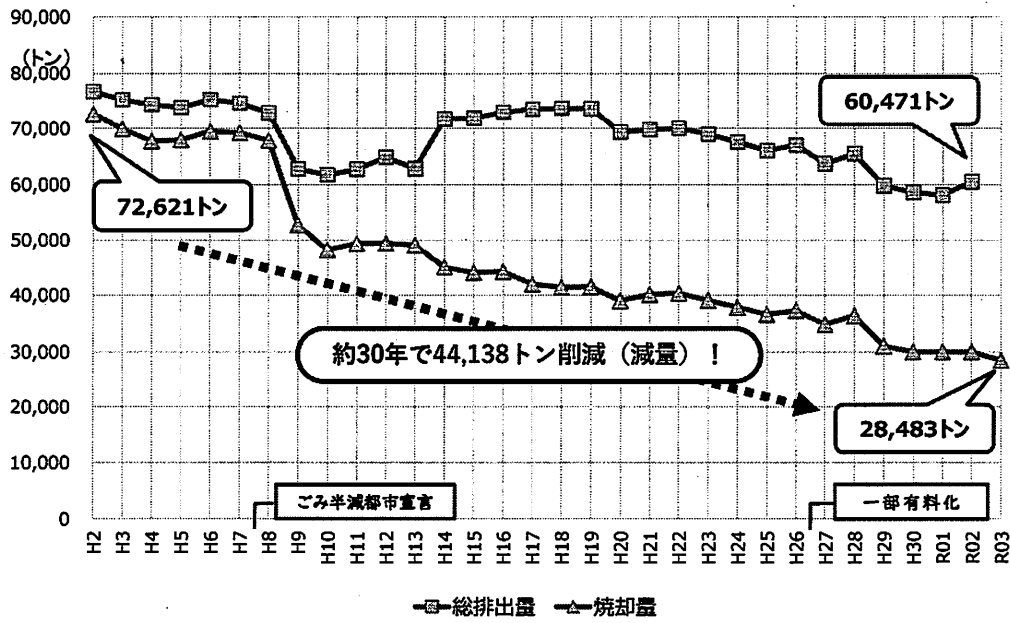
令和4年度（2022年度） 鎌倉市廃棄物減量化等推進員 第1回会合 配布資料

鎌倉市環境部ごみ減量対策課

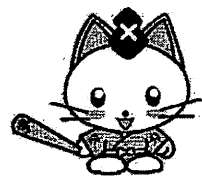
現在のごみ処理の状況



ごみの総排出量と焼却量の推移



今後のごみ処理方針



第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画 (H28.10月策定・R3.6月改定)

■ 基本理念

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して
～モノを大切に 心豊かな生活を～

■ 6つの基本方針

- ・ ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充
- ・ ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進
- ・ 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進
- ・ 市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備
- ・ 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化
- ・ 将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

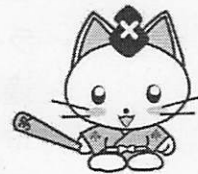
基本計画見直しの背景

- 「かまくらプラごみゼロ宣言」(平成30年10月)
- 「将来のごみ処理体制についての方針」の公表(平成31年3月)
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(令和元年10月)
- 「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」の策定(令和2年8月)



これらを踏まえ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るよう本計画の見直しを行いました。

かまくらプラごみゼロ宣言 (平成30年10月)



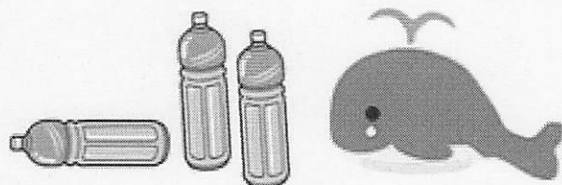
6

宣言の背景

海洋汚染やマイクロプラスチックが大きな社会問題となっている中、平成30年夏、由比ヶ浜海岸でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、平成30年9月4日に神奈川県が「かながわプラごみゼロ宣言」を行いました。

鎌倉市もこれまでの取り組みを強化することを明確に意思表示するため、平成30年10月1日に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行いました。



7

これまでの取り組み① 市民向けの周知啓発

- イベント等で、展示等を行い、使い捨てプラスチック削減に協力を呼びかけました。
- 自治・町内会説明、鎌倉ごみ減量通信等においてマイバック、マイボトル等の啓発を実施しました。

※ なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でイベント等は休止しております。

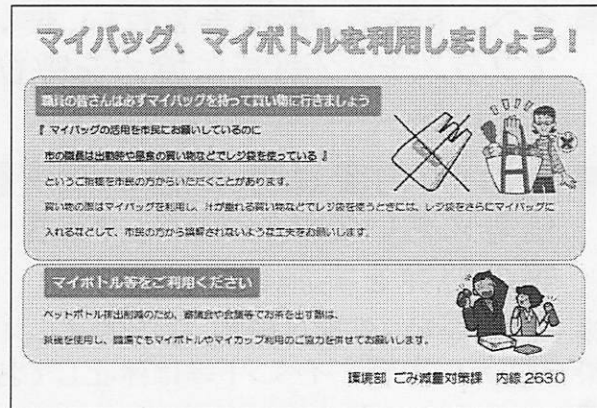


これまでの取り組み② 事業者向けの周知啓発

- 製造過程における容器包装の削減、販売工程におけるレジ袋の削減等の啓発
- 事業者訪問の際、分別徹底と使い捨てプラスチック（ストローやフォーク等）の削減を要請

これまでの取り組み③ 市職員向けの周知啓発

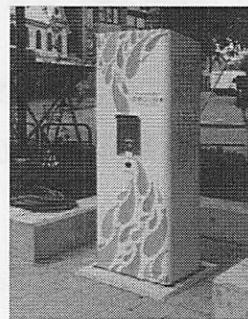
- 市職員が閲覧できる庁内掲示板において、マイバック、マイボトルの使用を促す周知を実施しました。
- 市施設内の自動販売機におけるペットボトル販売を廃止しました。



庁内掲示板における市職員向けの周知

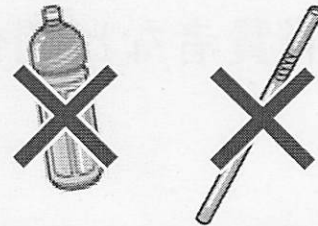
これまでの取り組み④ ウォータースタンド設置及び給水スポットマップの展開

- 鎌倉市では、プラスチックごみの削減に取り組むため、民間事業者と連携し、市内に給水スポットを設置しています。
- 設置している給水スポットは、水道直結式なので、プラごみを出しません。
- 今後、市内の公共施設を中心に最大50台程度の設置を目指します。
- また、給水スポットが設置されている場所が分かる「給水スポットマップ」を展開していきます。



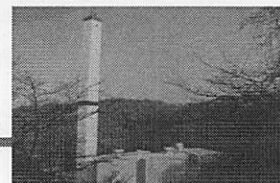
今後の取り組み

引き続き、マイボトルや給水スポットを拡げるとともに、国が示した「回避可能なプラスチックのリデュースの徹底をはじめとする3R+Renewableの基本原則」や令和3年6月にプラスチック資源循環等に推進を図るために可決された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の内容を踏まえた施策を進めてまいります。



「将来のごみ処理体制についての方針」の公表 (平成31年3月)

- 策定時(平成28年10月)
新たに建設したごみ焼却施設で処理をする計画とする
- ↓
- 人口減少や資源化技術の向上などにより、燃やすごみの量が相当量減少することが予測される
- ↓
- 見直し後
焼却施設を建設せずにごみの減量・資源化を進め、燃やすごみについては広域連携又は民間施設の活用により処理をする



「食品ロスの削減の推進に関する法律」の制定 (令和元年10月)

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が、令和元年10月1日に施行



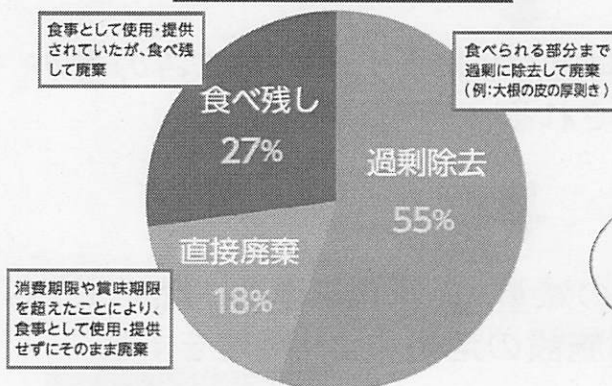
- 食品ロスの削減に向けて、行政や事業者、消費者など関係者が連携・協力していく



食品ロスとは

食品ロス・・・まだ食べられるのに捨てたり、腐らせてしまい捨てられる食品のこと。

家庭における食品ロスの内訳



出典:平成28年11月消費者庁 食品ロス啓発用パンフレット

市内で発生する食品ロスの量

令和3年度鎌倉市家庭系ごみ質組成調査
未開封・手付かずの食品・・・3%



16

フードドライブの実施

- 家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設などに寄付する活動のことを、フードドライブといいます。
- 令和3年度は3回実施し、レトルト麺や缶詰、米など、合計399kgの食材を提供いただきました。
- 提供していただいた食材は、こども食堂や生活困窮者の方への配布に活用しました。
- 令和4年度も引き続き実施します。



皆様にご協力いただいた提供品（一部）

17

鎌倉市食品ロス削減協力店制度

- 料理の量の調整や持ち帰りへの対応など、食品ロス削減に向けた取り組みを行っている市内事業者を対象に実施（令和4年度4月末時点：57者）
- 飲食店だけでなく、幅広く食品を扱う事業者が対象



協力店とその取り組み内容は鎌倉市のホームページ及び食品ロス削減協力店マップで紹介

⇒お店の取り組みをアピールすることで、食品ロス削減に向けた意識の啓発につながる

「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」の策定（令和2年8月）

- 広域連携については、逗子市・葉山町との協議が整い、令和2年8月に実施計画を策定しました。
- 令和7年度以降は、広域実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理を行います。（おおむね10年間）
- 将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくため連携体制を構築するとともに、リスク管理としてバックアップ体制を構築します。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。（令和3年度実績：28,483トン）

今後の課題に対する新たな施策の展開

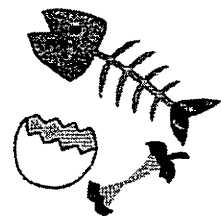


20

新たな減量・資源化施策①

■ 家庭系生ごみの資源化

- 最適な資源化手法及び収集体制の検討
- 施設候補地周辺住民の皆様と共に資源化手法を検討

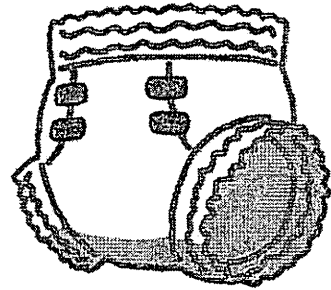


21

新たな減量・資源化施策②

■ 紙おむつの資源化

新たな資源化品目として、市が施設等を整備して処理、民間事業者への委託処理、設備を使用した処理などの方法で資源化を図ります。



新たな減量・資源化施策③

■ 事業系ごみの最適な資源化

事業系生ごみについては、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への搬出を誘導するとともに、市に搬出されるごみ（生ごみ及び紙おむつ以外のごみ）について最新の資源化の資源化技術により混合ごみのまま処理が可能な手法により、民間事業者への処理委託を進めます。



新たな減量・資源化施策④

■ ごみと資源物の分別徹底

本市の家庭系燃やすごみには約21%の資源物、事業系には約24%の資源物・産業廃棄物が混入しているため、不適正な排出に対する内容調査や訪問指導などにより、紙類等ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。



24

ごみの分別等について



25

家庭ごみの分別と出し方のルール



有料袋に入れて出すごみは？

■ 燃やすごみ

- 生ごみ
- 鼻紙などの汚れた紙くず
- ぬいぐるみなど中綿が入ったもの
- 革靴、スニーカー
- ビニールホース など



■ 燃えないごみ

- 飲食用以外のカン、ビン
- 金物（鍋、フライパンなど）・傘
- 陶磁器（茶碗、皿など）
- ガラス製品（コップなど）
- ビンの王冠、金属のふた
- 小型の電気製品
（一辺が50 cm未満のもの） など



燃えないごみと危険・有害ごみの違いは？

燃えないごみ

有料

⇒ 有料袋を使って出してください。

ガラス製品、金物類、傘、小型家電、
飲食用以外のカン・ビン、金属のふたや
ビンの王冠

※一辺の長さが50cm以上のものは粗大ごみ
（傘など一部例外あり）



危険・有害ごみ

無料

⇒ 取扱いに注意が必要なもので、①～⑤の品目のみ
それぞれに分けて出してください。

① 蛍光管、
電球



② 乾電池



※ボタン電池・ニカド電池
は販売店などの回収箱へ

③ 体温計・温度計、
血圧計
（水銀使用のもの）



④ スプレー缶、
カセットボンベ

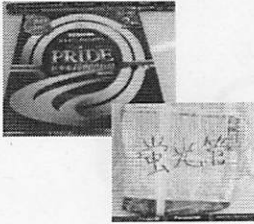


⑤ 割れたもの（ガラス・陶磁器・鏡）、
刃物類



危険・有害ごみの出し方 **無料**

① 蛍光管、電球



購入時の包装か、紙に包み、「蛍光管」「電球」と書いて出す。

② 乾電池

③ 体温計・温度計、血圧計
(水銀使用のもの)

②と③はそれぞれ、透明・半透明の袋に入れる。

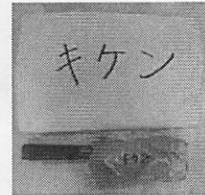
④ スプレー缶

カセットボンベ



中身を使い切って、透明・半透明の袋に入れる。

⑤ 割れもの

(ガラス・陶磁器・鏡)
刃物類

紙に包み「キケン」と書いて出す。

水銀を含む製品の出し方は？

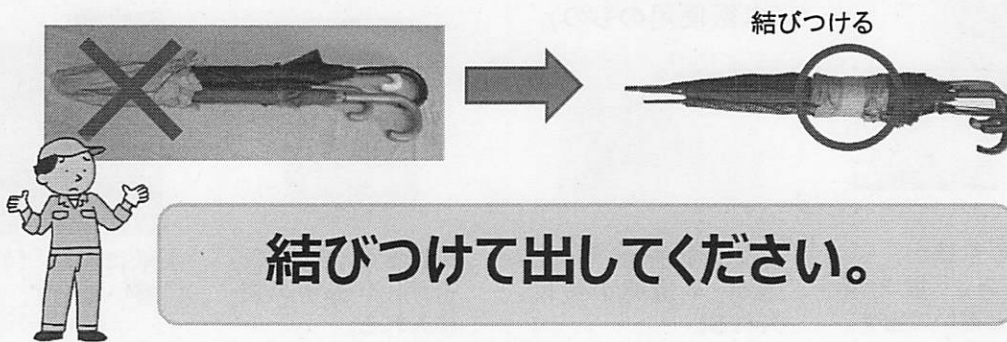


- おもちゃなどの電池が内蔵されている製品は、必ず電池を取り外して出してください。
- 燃やすごみや製品プラスチックには、入れないでください！
- 製品に水銀を含むもの
(例：蛍光管、体温計・温度計、血圧計、乾電池(アルカリ・マンガン)、印泥等)
- 体温計などが割れて露出した水銀は、①厚紙やちりとりを使い密閉できるビンに移す。②透明な袋に入れて密封する。③「水銀入り」と明記して、危険・有害ごみに出す。
※掃除機やほうきを使うと水銀が拡散しますので、使わないでください。
また、作業は十分に換気をしながら行ってください。

注意！

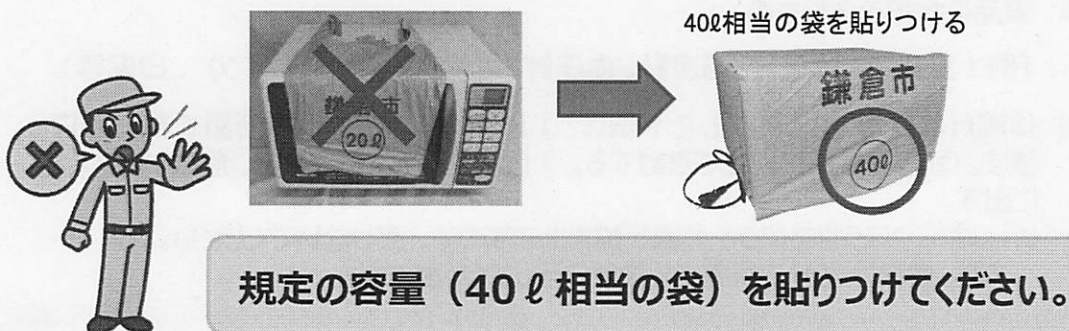
水銀に関する水俣条約が発効され、法律改正により焼却施設の水銀大気排出規制が厳しくなります！
「燃やすごみ」に出された水銀は、少量でも焼却施設を停止する原因となります。

有料袋でのごみの出し方① (傘・ほうきなど棒状のもの)



30

有料袋でのごみの出し方② (小型家電などで40リットル袋に入らないもの)

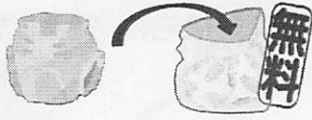


※燃えないごみに出せる小型家電は、一辺が50cm未満のものです。
50cm以上は粗大ごみです。

31

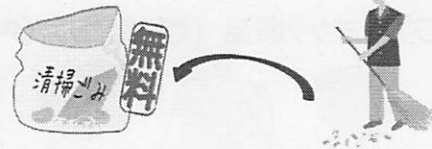
紙おむつや清掃ごみの出し方は？

■ 紙おむつ（ペット用を除く）



- 透明・半透明の袋に入れて出してください。(45ℓ相当まで)
- 紙おむつ以外を入れないようにしてください。

■ 道路清掃やカラスに荒らされたクリーンステーションなどのごみ



- 分別してから、透明・半透明の袋に入れて、「清掃ごみ」と書いて出してください。(45ℓ相当まで)

容器包装プラスチックの分別

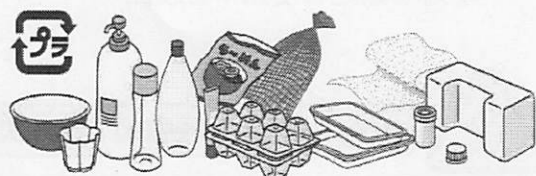
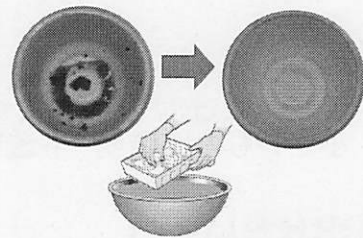
■ プラマーク が付いている容器や包装

■ 汚れを落として、異物を取り除く

■ 容器包装プラスチックに出せないもの

- ・ 汚れが取れない
- ・ 商品そのもの（例：おもちゃ、ビデオテープ、ビニールホース）
- ・ 禁忌品（例：使い捨てライター、点滴パック）

■ ごみ袋は二重にして出さないでください。



製品プラスチックの分別①

■ 容器包装プラスチックを除く、プラスチック製品

(例)

- プラスチック製品（塩化ビニル（PVC）を除く）
- 壊れたもの、劣化したもの



ザル



密閉容器



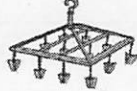
ビート板



書類ケース



- 一部他の素材が付いているもの
- シリコン製、ウレタン製、スポンジ製のもの
- おもちゃ（電池不使用のもの）



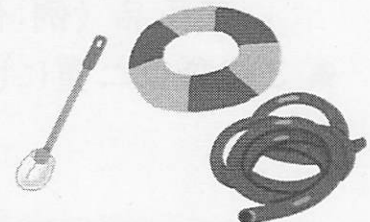
製品プラスチックの分別②

■ 出し方

汚れ、砂、土は落として、大きいものはそのまま、小さいものは透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）に入れて出す。

■ 出せないもの

- 不衛生なもの（例：トイレブラシ）
- 塩化ビニル（PVC）製品（例：ゴムホース、浮き輪）
- プラマークが付いている製品
- 50cm以上のもの
- 電気や電池を使用する製品
- ペットボトル類



ライターやスプレー缶などは火災や事故に繋がるため、絶対に入れないでください。

布類の分別①

- 衣服(シャツ、セーター、靴下、下着、ストッキングなど)、
- タオル、毛布、シーツ、カーテン、毛糸、ハギレなど



穴開き、破れ、洗濯しても残るシミや黄ばみなど、古着として使用できないものも可

- 革・羽毛・綿入りの衣服、ベルト、かばん、帽子

- 使える状態のものに限る。
- 上記以外の製品は不可
(×:手袋、布団、キルティングカー、靴、ぬいぐるみ等)
- かばん、帽子は、圧縮して壊れるものは不可
(×:麦わら帽子、ランドセル、キャリーバッグ等)



布類の分別②

- 45ℓ相当までの透明・半透明の袋に入れる。
※従来の品目と、追加の品目を、まとめて1袋で出せる。
- ボタン、チャック付きで出せる。
- 洗って、乾かして出す。
※革・羽毛・綿入りの衣服は使用可能な状態であれば、クリーニング不要です。

また使える古着は、東南アジア等で再利用しています。



工業用のウエス(ぞうきん)や軍手、フェルトなどにしています。

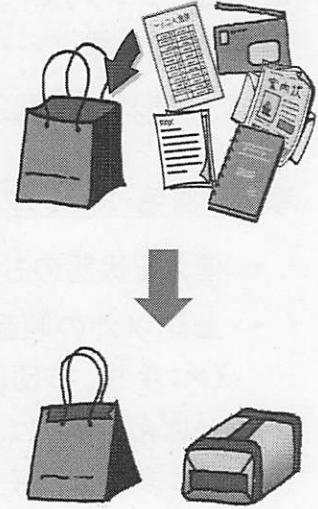


濡れるとカビが生えて再利用できないため、雨の日は出さないください。

ミックスペーパーの分別

トイレットペーパーなどの柔らかい芯は、ミックスペーパーに出せるようになりました。

- 個人情報保護のため紙袋ごと資源化
- 迷ったらミックスペーパーへ
 - ・ 色付き封筒
 - ・ 窓あきのセロファンが付いた封筒
 - ・ シュレッターにかけた紙
 - ・ ホチキス、スプリングが付いたもの
- 紙袋がない場合は、カレンダー、包装紙に包んで、ガムテープかホチキスで止める。



紙パックの分別



- 対象

牛乳の他、ジュース、コーヒー、茶、酒などの紙容器です。
(紙パックマークが付いていないものがありますが、お出しいただけます。)
- キャップ付きの紙パックについて

キャップは容器包装プラスチックでお出してください。
- キャップの注ぎ口は、できるだけ切り取って容器包装プラスチックでお出しいただき、切り取れない場合は、そのままお出してください。

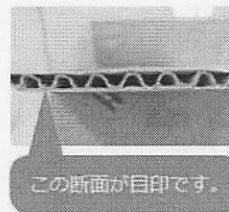
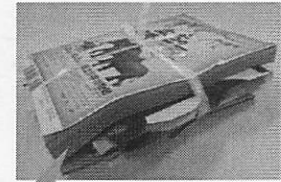
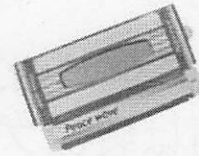


内側が銀色・茶色のものも出せます。

新聞、雑誌、古本、ボール紙、クラフト紙、 段ボールの分別

それぞれひも等で縛って、紙類の日にお出してください。

- ボール紙について
裏地や断面が灰色の紙（菓子やティッシュの箱など）
- 段ボールについて
断面が波状になっている紙



ボール紙は古本や雑誌に挟んで出せます。

この断面が目印です。

注意 出し方に変更のあった品目①

■ 珪藻土使用製品

一部のメーカーが販売した珪藻土製品について、石綿（アスベスト）が含まれていることが判明しました。

①製品がメーカー回収対象商品の場合

メーカー・販売店に返却をお願いします。

②製品がメーカー回収対象商品かどうか不明な場合

50cm以下の製品は、珪藻土製品のみを透明な袋に入れ、さらに市の指定収集袋（有料袋）に入れ、マジック等で「ケイソウ土」と記載して、「燃えないごみ」の収集日にお出してください。

50cm以上の製品は、名越クリーンセンター（0467-24-1097）又は今泉クリーンセンター（0467-44-5344）に電話で申し込み、珪藻土製品であることを伝えてください。

注意 出し方に変更のあった品目②

■ ビーズクッション

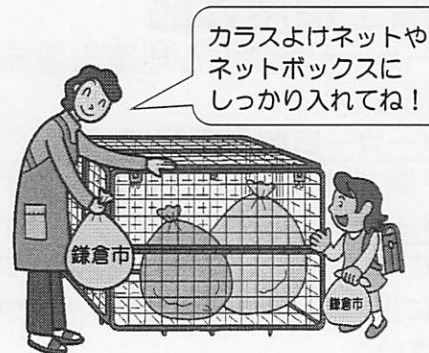
以前は製品プラスチックとしてご案内しておりましたが、破裂すると中身が飛散してしまうため、燃やすごみとしてお出してください。



42

ごみ出しの時間について

- 朝8時30分までに
クリーンステーションに
出してください。



※朝8時30分以降に出されたごみは回収されない可能性があります。

43

ルールを守らず出されたごみがあった場合

- ルールを守らず出されたごみがあった場合は、ごみ減量対策課(0467-61-3396)へご連絡ください。
- クリーンステーションの状況に応じて、周辺の住宅にポスティング等を行なっています。
- ダメシールによる啓発を行なっても改善されない状況が続いている場合、市職員が内容物調査し、個人を特定できれば訪問指導等を行うことができます。



事業系ごみの排出について

事業系ごみ・・・事業活動に伴って生じたごみ
家庭から出るごみと出し方が異なります。

- 自宅に店舗や事務所がある場合は、「家庭から出るごみ」と「事務所から出るごみ」を分けて、それぞれ適正に処理してください。
- 事業系ごみはクリーンステーションには出せません。
- 排出量が多い事業者等に対して、個別に訪問指導を実施しています。
- 事業系ごみのお問い合わせは、ごみ減量対策課今泉分室(0467-44-5369)へご連絡ください。

事業系ごみも、
年々焼却量が減少しています。



声かけふれあい収集について

- ごみ出しが困難な高齢者や障害者の負担を軽減するため、市職員が戸別訪問し、一声かけて安否を確認しながらごみを収集する制度です。

- 令和3年度末時点
実施世帯数:583世帯



声かけふれあい収集の実施対象世帯

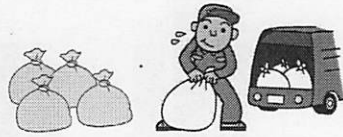
- ① 介護保険の居宅サービスを日常的に利用している
高齢者のみで構成されている世帯
- ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている
障害者のみで構成されている世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けており、
居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯
- ④ ①から③に規定する高齢者及び障害者のみで構成されている世帯
- ⑤ ①から④に規定する世帯と同等の状態にあると市長が認めた世帯



臨時ごみについて

■収集

1 m³につき4,200円



■持込み

100kg以下は1回につき500円

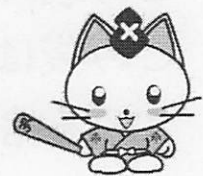
100kg超は10kgにつき200円を加算



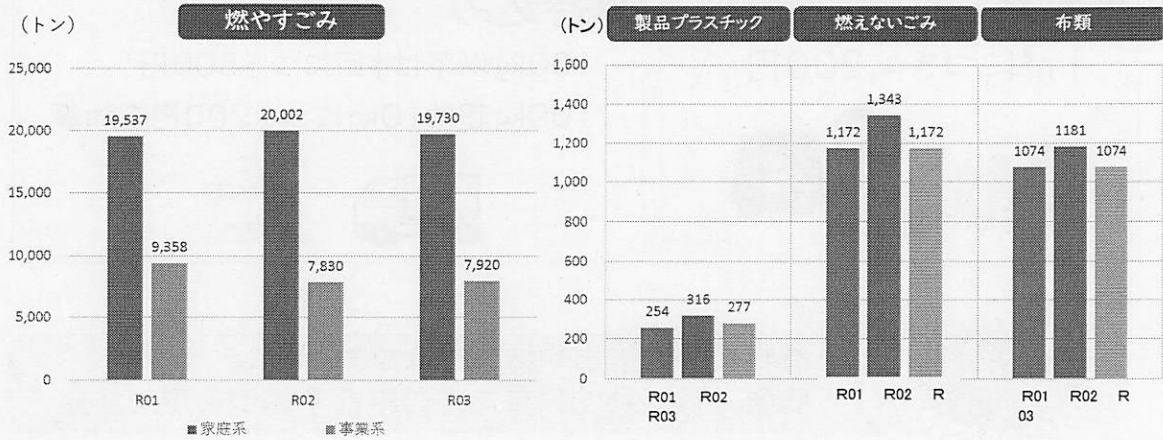
注意!

- ・有料袋での排出や持込みはできません。
- ・収集、持込みともに電話での事前予約が必要です。

コロナ禍のごみの収集状況



コロナ禍でのごみや資源物の収集量推移



新型コロナウイルス感染症対策としてのごみの出し方①

感染症対策のため、ごみを排出する際には、次の点にご留意ください。

- ごみに直接触れない
- ごみ袋の空気を抜く
- ごみ袋はしっかりしばって封をする
- ごみを捨てた後は手を洗う



参考:環境省HP<https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html>






新型コロナウイルス感染症対策としてのごみの出し方②

- 使用済みマスクについては、公衆衛生の確保を最優先とし、燃やすごみとしてお出してください。
- 臨時ごみのお持ち込みは、お急ぎでない場合は感染防止のためお控えいただき、クリーンセンターへご来場の際は、少人数でマスクの着用をお願いいたします。



鎌倉市住宅用再生可能エネルギー ・省エネ機器等設置費補助金

- 再生可能エネルギーや省エネルギーなどの利用を促進するため、住宅における太陽光発電システム等の設備や電気自動車を新たに設置・購入する場合の費用の一部を補助します。
- 設備/EV車を導入する場合は事前に御確認下さい。

				
太陽光発電 上限3万円	蓄電池 上限4万円	エネファーム 上限4万円	電気自動車(EV) 上限2万円	EV充電設備 上限2万円

ご清聴ありがとうございました

